

令和 6 年 6 月 3 日
文 部 科 学 省
研究振興局大学研究基盤整備課
大 学 研 究 力 強 化 室

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(案)に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施及び「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」改正案に関する意見募集の結果について

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(案)に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施及び「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」改正案に関する意見募集について、令和 6 年 3 月 27 日から令和 6 年 5 月 6 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 20 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙 1 のとおりです。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見及びそれに対する文部科学省の考え方

No.	御意見	文部科学省の考え方
①合議制の機関による重要事項の議決と業務執行の監督の必要性について		
1	今回の「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則」(以下本件施行規則と略)の内容は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(以下、卓越法と略)4条3項5号について具体化した、本件施行規則2条5項の「改である。この場合、卓越法4条3項とは、同法4条1項にもとづいて国立大学が行う、「当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであること」についての文部科学大臣への申請に対する「認定」の基準であり、その5号とは、「国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なもの」についての文科大臣の判断基準を意味する。 そして施行規則現行2条5項1号が、「合議制の機関」について「当該合議制の機関が法人代表者の選任及び解任その他の当該申請大学の運営に関する重要事項を議決する権限を有すること」とされているのをさらに、この「重要事項」について、今回の施行規則改正によって同号にイおよびロとして枝番を付しつつ、それぞれ、「イ」として 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更」をはじめとした当該申請大学の運営に関する重要事項の議決を、および「ロ」として上記計画に関する「業務の執行状況の監督」を行わせようとするものである。 すなわち、今回の施行規則「改正」を通じて、「国際卓越研究大学」の学長は、「大臣の承認を受けて学長が任命」した「合議制の機関」の承認なしに、「運営に関する重要事項の議決」も「業務の執行の状況の監督」もできない、ということになる。 とくにこの「合議制機関の合意」が、「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」だけに限定されることなく、「当該申請大学の運営に関する重要事項」に関することの全般についてさえも、文部科学大臣の息のかかった「合議制の機関」による計画策定からその業務執行状況の監督に至るまで監視させようというものである。そうなってしまうと、「国際卓越研究大学」は、この「合議制の機関」の意思と矛盾する運営などおよそ許されるものでなくなると思われる。そしてこの「合議制の機関」の構成員は、「国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他」を考慮することになることにかんがみると、従来のような学術に内在的な論理を超えて、「事業創出」を行う「社会」(＝経済界)の意向に沿った判断を重視することになるように思われる。 問題は、このような学術に内在的ではない判断基準を、大学の運営に持ち込むことを、その所管官庁である文部科学省に認められるのか、ということである。 学校教育法83条によると「大学」とは、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」とし(同条1項)、同条2項で「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とあるように、その研究成果を広く社会(すなわち「国家」に限定されない)に提供することが求められる。すなわち、何人に対しても、その研究成果にフリーアクセスする機会が保障されなければならない。 そしてこのことを受けて文部科学省設置法は、所掌事務として、「任務」として3条で「教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成」、「学術の振興」、「科学技術の総合的な振興」等を行うとされさらに同法4条で所掌事務として大学に関して同条15号から19条で、とくに国立大学について25条で規定する。 この場合、この所掌事務において、産業振興など基本的に規定されていないことが重要である。これに対してこの産業振興等は、経済産業省の所掌事務である。 なお、国家行政組織法5条2項は、各省大臣に対してその所掌する「行政事務を分担管理する」ほか、「その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策」についても、「行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する」とされる。この場合、今回のような「事業創出」を行う「社会」(＝経済界)の意向に沿った施策の実施が認められるのであろうか。 本法4条1項が国際卓越大学に求めることは、「当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当【提出意見はここまで】	【回答①】 国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められます。そのためには、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となります。 現行の施行規則においても、認定の基準として、大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者の参画する合議制の機関が設置され、当該合議制の機関が当該申請大学の運営に関する重要事項を議決する権限を有すること等としています。今回の改正は、これらの点について、趣旨の明確化を行うものです。

②合議制の機関の構成員について		
2	「学識経験又は実務経験を有する者」とあるのですが、それ以外に、「女性で、子どもや女性の人権擁護を主張する者」を入れてほしいです。 理由は、わいせつ教授が、大学内外で子ども・若者に性暴力を振るっているからです。「男の大学教授が女子大生を愛人にする」という状況を想像すると、イメージしやすいと思います。 これは、実は深刻で、死者が発生しています。どうも、「法律にひっかからないで、たくさん子どもや女性の性を食い荒らす方法」が、大学で研究されて、わいせつ教授の間で共有されているようです。 「エントラップメント型性暴力」といって、「加害者側はペナルティを科されずに、被害者を言論封殺し、被害者が告発すると、被害者を罰する」ということがあるのです。(省略)※や(省略)※のやっている性暴力というのは、加害者側は性暴力をやりたい放題で、被害者側は、「性被害に遭った」ということを言うことすらできなかったり、マスコミに報道してもらえなかったりします。 科学者の場合は、国や自治体の審議会等に、学識経験者として参画し、わいせつ教授被害を告発できない社会秩序を作ってしまうので、より問題が深刻です。 たぶん、医学部教授の腐敗がいちばんひどいと思います。精神医学あたりの腐敗がいちばん激しいと思います。 このような法律や計画を作る際は、「科学者が、例えば医薬品等を開発して、多額の売り上げがある」というような、科学技術の明るい側面に目がいくかもしれません。しかし、わいせつ教授が、女子大生を愛人にしたり、わいせつ教員被害をもみ消せる社会づくりをしています。すると、国や自治体は医療費・障害者年金・生活保護費等、社会保障費が増えます。大学人が、国・自治体の財政を悪化させる暗い側面のほうが、ひょっとしたら大きいかもしれません。 わいせつ教授は、自分が性暴力を振るったり、暴言を言って、子ども・若者を自殺に追い込む以外に、学識や社会構造を悪用しています。例えば、社会福祉学者が公務員、例えば保健師等を想像してほしいのですが、保健師に、「ひきこもりの上手な助け方」等を職員研修したりします。すると、どうも公務員は、「大学教授は善いことしかない」と学習するようです。公務員が、「大学教授は善いことしかない」という前提ですべての施策を作るのです。 大学教員は、国や自治体の保健福祉系の審議会に参画し、公務員や政治家、地域住民に、自分にとって都合なわいせつ教員被害者を虐待させる地域づくりをしています。 ですから、大学の運営に、「女性で、子ども・若者の人権擁護を主張する者」を入れてください。理想は、娘を持つお母さんで、ご本人が性暴力被害に遭って、本当に嫌な思いをしてきている方です。そういう方は、大学の運営会議の中で、子どもや女性の人権を守るために、戦うと思います。 ※文部科学省注記：個人名が使用されていたため、第三者の利益を害する恐れがあることから(省略)としました。	【回答②】 改訂基本方針(案)においては、合議制の機関に対して、 ○大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること ○申請に係る大学は、上に掲げる大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること を求めていること、今後、各大学が合議制の機関が適切な役割を果たすことができる体制を構築していくことが必要となります。 また、改訂基本方針(案)においても、合議制の機関が、ジェンダーバランス等の多様性を兼ね備えた構成であることを求めています。
3	国際的に卓越した研究成果を上げる大学を実現するためには、(1)国際的共同研究の実績、(2)著作が外国のないし国際的な媒体で引用されていること、(3)国際的な研究者人材育成の実績、(4)国際学会での役員の経験、といった条件を満たす構成員が、多数の研究領域から参加する場合での検討が合理的である。(1)?(4)のような経験を積んでいない者は、世界最先端の研究の現場で何が必要かについて知見がなく理解もできないのであるから、今般の改正案には合理性がない。上述の条件を満たす組織は日本学術会議のみである。	※回答②を参照ください
③執行部からの独立性について		
4	国際卓越研究大学そのものが学問の自由を破壊するものであり、憲法第二十三条に違反している。そして今回新たに加えられた「2 認定に関する基準」の「(5)法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に関する基準」の3番目及び4番目は、学問の自由、大学自治をより徹底して破壊することになることが明らかであり、削除していただきたい。理由は次のとおり。 1. 最大の問題は、「合議制の機関」でありながら合議による意思決定が保障されていないことである。特に執行部以外の構成員による賛成がなければ議決できないとすれば、合議など意味をなさず、たとえ1人であっても、反対している執行部以外の構成員の意見に従わなければならない。中身のある合議をしない合議体など存在する意味がない。 2. 前項のことは、学長によるリーダーシップによって学内で議論と合意を積み重ねて出された構想が合議体で議決されず、執行部以外の(学外の)構成員が持ち込んだ構想が議決される場合を生じさせる。これでは学長のリーダーシップが無力化される。その結果、合議体の議決を学長を中心とした大学の執行部が実施することが困難になる。 3. 学外の構成員(学外理事ではない学外者)が1人いて、その構成員が賛成しなければ議決が成立しないのであれば、4番目に書かれているように「相当程度(例えば、半数以上)を学外構成員とする」必要はない。3番目と4番目の基準は整合性をもっていない。	【回答③】 国際卓越研究大学の合議制の機関は、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みの構築を認定の要件として改訂基本方針(案)において明確化することとしています。また、執行部関係構成員のみで議決が成立しない仕組みについては、大学の実情に応じて様々な仕組みが考えられるため、改訂基本方針(案)においても複数例示しているところです。今後、各大学において、改訂基本方針も踏まえ、大学の実情に応じた委員構成や議決の在り方を決定していただくこととなります。文部科学省としては改訂基本方針の趣旨が適切に伝わるよう、大学に対して丁寧に説明してまいります。 また、国際卓越研究大学制度は、大学ファンドからの助成など、大学自らの裁量の下で使える資金を増やすことで、各大学の自律性の下で、多様な学術研究・基礎研究を展開し、大学が持つ、深く真理を探索して新たな知見を創造するという役割と、研究成果を広く社会に提供するという役割の双方への投資を後押しするものであり、学問の自由も尊重したものであると考えております。

④学内への客観性について		
5	学外委員に拒否権を持たせたり、運営方針会議の半数以上を学外委員とすることは、大学の研究をゆがめ、日本の研究競争力をさらに低下させるものであり、今回の改正には反対である。	【回答④】 国際卓越研究大学の合議制の機関については、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、学内の構成員のみで議決が成立しない仕組みの構築を認定の要件として改訂基本方針(案)において明確化することとしています。また、学内の構成員のみで議決が成立しない仕組みについては、大学の実情に応じて様々な仕組みが考えられるため、改訂基本方針(案)においても複数例示しているところです。今後、各大学において、改訂基本方針も踏まえ、大学の実情に応じた委員構成や議決の在り方を決定していただくこととなります。文部科学省としては改訂基本方針の趣旨が適切に伝わるよう、大学に対して丁寧に説明してまいります。
6	今回パブリックコメントに付されている「省令」案、「方針」改正案はもちろんだが、国立大学の法人化以降、一連の国立大学「改革」は、民間法人企業の経営発想を大学に導入しようとするものだったと理解しても大過ないだろう。しかし、「方針」改正案に含まれる大学運営体制の姿は、民間企業の経営実態とは大きくかけ離れている。そしてそれは、企業統治に関する経済学・経営学的研究の知見を踏まえるならば、経営成果を大きく毀損する可能性が高いものである。この観点から私は、今回の「方針」改正案の撤回を求める。以下ではその理由を簡単に述べたい。なお、「大学は民間法人企業ではないから、民間企業の経営を模することには反対である」という、私も賛成する批判が当然あり得るが、以下ではこの批判については無視する。 今回提示されている資料「(参考)国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の概要」には、運営方針会議に求められる事項が明記されている。特に、「執行部関係構成員のみや学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み」が求められると記されている。例示されているのは、「特別多数決の導入、執行部以外や学外構成員による賛成を議決の要件とする、構成員の相当程度(例:半数以上)を学外構成員とする」などの項目である。つまり、外部委員に拒否権を与え、実質的な決定権を与えるということである。 これは民間企業で言うと、外部取締役などの外部者に経営権を譲渡することを意味する。確かに、監視を受けない内部昇進の経営者が社会的に害悪をまき散らすような経営を行うことには大きな問題があり、社会的なガバナンスの体制を備えることは必要である。しかし、経営実態についてよく知らない外部監査役の権限を強化することは無益であるという事態は、多くの実証研究が繰り返し示してきたことである。また、内部昇進型の経営者が大きな経営権を握る日本型の経営者企業にも一定の経済合理性があることは、研究上否定されてはいない通説でもある。資金提供者であるとされる株主の発言権を大きくすることが、会社法の建前にも合致しているという、主にアングロサクソン諸国による理解があるが、こうした株主重視型の企業では、自社株買いなどによる株主への利益還元が優先されるために、生産的な投資が停滞し競争力を落としているという事実を強調する研究も少なくない。 このように、外部者による経営参画、および資金提供者による発言権の強化は、企業経営の持続可能性や企業・国の競争力にとって無益であるばかりか、それらを損なうのである。民間企業ではさすがに経営権は経営者が持っているが、それでも外部者関与は無益ないしは有害なのである。ましてや今回の上記資料のように、経営権を実質的に外部者に付与してしまえば、その弊害は巨大なものになりうると言わざるを得ない。 以上のような弊害が予想されるため、今回の「方針」改正案の撤回を切に求めたい。	※回答④を参照ください
7	改正案には大いに問題があると私は考えます。 とくに懸念されるのは、「大学の運営に関する重要事項の議決について、執行部から独立していること及び学内に対する客観性が十分に担保されている」ことの裏付けとして、「構成員の相当程度(例:半数以上)を学外構成員とする」としながら、その学外構成員の適格性を保証する仕組みが整っていないことです。 学外構成員の多くが学問と科学技術の振興にかんする長期的な見識を欠き、たとえば短期的な経済的利得をその振興よりも優先させる人物であった場合には、合議制の機関による決定が国際卓越研究大学の研究力や教育力を衰退させる方向にしばしば働くことが大いに考えられます。 とくに、学外構成員に拒否権を持たせるような仕組み(「執行部以外や学外構成員による賛成を議決の要件とする」)は大学のガバナンスの崩壊を容易に引き起こすものであり、根本的に、大学の自治を害する可能性をもつものです。ここで想定されているような合議制の機関によって国際卓越研究大学の業務の執行状況の監督が行われることについても同様の弊害が強く懸念されます。 本件を省令によって処理することに強く反対します。 本改正案はその内容と影響の重大性からして国会での審議を要するものです。 本改正案については上記以外にも多くの問題や不備が大学関係者から指摘されています。 それらの問題点や不備は、優れた学術研究を行なっている大学の今後を左右するかぎり、国民生活にも直接的に大きな影響を及ぼします。 ゆえに、国会での議論を通じて広く国民に知られるべきです。	【回答⑤】 国際卓越研究大学制度は、大学ファンドからの助成など、大学自らの裁量の下で使える資金を増やすことで、多様な学術研究・基礎研究を展開し、大学が持つ、深く真理を探索して新たな知見を創造するという役割と、研究成果を広く社会に提供するという役割の双方への投資を後押しするものであり、学問の自由も尊重したものであると考えております。また、各大学の合議制の機関の人選等については、世界最高水準の研究大学を実現するという使命を踏まえ、あくまでも各大学において検討いただくものであり、大学の自治を侵害するとは考えておりません。なお、現行の基本方針において、合議制の機関は、中長期の経営戦略等の重要事項の決定や執行部の業務執行の監督等に権限を有し、教学事項等に関するマイクロマネジメントを行わないと規定しており、個々の人事や教育研究、講義の内容などの教学事項については、介入するものではないと考えております。 令和4年2月の総合科学技術・イノベーション会議の報告書においても、国際卓越研究大学の合議制の機関の構成員については相当程度を学外者とするのが適当とされておりました。本報告書も踏まえ、文部科学省は国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案を提出し、国会において御審議をいただきました。本法律案の成立後、文部科学省において、令和4年11月に基本方針等を整備するとともに、国際卓越研究大学の認定・認可に向けた審査を行ってきたところです。今回の改正の内容は、これらの趣旨やこれまでの審査の観点を明確化したものです。 ※回答④も参照ください

8	国際卓越研究大学法に基づく基本方針改正案(溶け込み版)、7ページ目 二 国際卓越研究大学の... 2 認定に関する基準 (5)法第4条... 丸4 大学の運営に関する...の文章中について意見をお伝え致します。 「学外構成員による賛成を議決の要件とすること」に反対意見です。 なぜならば、学外構成員の要望に大学運営が大きく左右されるからです。大学自治にも反します。 例えば、経済界から参加の構成員が、産学連携を強く求める場合、大学の自由な研究活動が制限され、企業営利に直結するような技術開発を推進する研究機関になり得る可能性があります。従って、学外構成員の賛否の意見は表明できるようにしても、「賛成を議決の要件とする」必要はないと思います。「賛成を議決の要件とする」を削除して頂きたいと思ひます。	※回答④及び⑤を参照ください
9	合議制の機関(国立大学法人においては運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会または評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置される合議制の機関)の権限強化、とりわけ、重要事項の審議において学外構成員に拒否権を与えることに反対します。なぜなら、合議制の機関が暴走した場合にそれを止める仕組みがなく、また、合議制の機関が誤った判断をした場合にその構成員に責任を負わせる仕組みがないためです。むしろいま必要なのは、現在示されているようなトップダウン型ではなく、ボトムダウン型の大学ガバナンスではないでしょうか。まずは国立大学法人化から20周年のいま、これまでの大学政策を総括し、その責任を問うことであると考えます。	【回答⑥】 合議制の機関の構成員の責任については、関係法令(国立大学法人法の一部を改正する法律(令和5年法律第88号)による改正後の国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第21条の4及び第21条の5、私立学校法第40条の2及び44条の2等、地方独立行政法人法第15条の2及び第19条の2)において忠実義務や損害賠償責任が課されており、これらを踏まえつつ、各大学において適切に対応していただきたいと考えております。 ※回答④も参照ください

⑤国際卓越研究大学制度全般について

	国際卓越研究大学制度自体にはそもそもその有効性(研究を振興させ、新たな産業技術の開発につながるseedsを産出し、かつそれを技術開発に結びつけること、に関する有効性)の点で重大な疑義があり(端的に言って、そもそも方向性が誤っている可能性がある)、今回目論まれている施行規則改正の省令は、誤った方向性を強化しようとしているという意味でさらに深刻な疑念を惹起するものと言える。 そもそも、学問研究と技術開発とは、仮に扱っているもの・テーマが同じだとしても、方向性が著しく異なる。すなわち一方で学問研究は、そもそも何らかの価値ある発見(その発見がどういう成果に結びつくかは必ずしも直ちに分明でない)を行なうために様々な試行錯誤を行なうことを本質的特徴とし、その際の試行錯誤の範囲は時には相当な広がりをする。これに対して技術開発は、学問研究によって明らかにされた手法ないしは原理を基に、何らかの設定された目標に向けて推進される事柄であり、無論技術開発の中でも試行錯誤は行なわれるだろうが、それは設定された目標を達成するための試行錯誤であり、学問研究における言わば五里霧中の中での試行錯誤とは類を異にする。さらに言えば、技術開発を担う本来的な主体は、研究機関としての大学というよりはむしろ、今日においては企業の中の研究開発部門だと言ってよいのではないかと。また、学問研究と技術開発の対比は以上にとどまらず、前者に比して後者は営利性への顧慮が遙かに重要となるという違いもある。 我が国では既にここ20数年来、CSTIを核として「科学技術・イノベーション基本計画」が数次にわたり策定されてきたが、その20数年は現実には日本の産業の技術力の衰退の20数年だった。この現実には、果たして学問研究と技術開発を抱き合わせにして政府が政策を策定することが正しかったかどうかについて、深刻な反省を惹起するべき事実だと言えるのではあるまいか。そして少なくとも管見の限りでは、国際卓越研究大学制度は、政府のこれまでの政策のあり方に対する深甚な反省を踏まえて立案されたようには全く見えない。 10 今般の改正省令の趣旨は、学長を頂点とする大学という組織・研究機関を統制するべく、政府が昨年 の強引な法律制定によって設置しようとしている運営方針会議等の合議体機関に、従来考えられていたよりもさらに強力な権限を持たせようというものだと理解できるが、このような仕組みのもとでは、研究者集団としての大学が推進しようとする様々な、それこそ試行錯誤に富む多様極まる研究の意義・有用性について、運営方針会議等の合議体機関が常に的確に判断できると、果たして誰が保証できるのだろうか。政府は、運営方針会議に学外者が参加することに基だ執心のようだが、言うところの学外者が、大学が推進する高度の研究の意義・有用性を判断し、その判断が大学の運営のあり方を決定づける、という仕組みがなぜ、大学における研究の振興に役だつだろうか。むしろ、そのような仕組みは、大学に好き勝手をさせずむしろ大学を政府の方針に従わせる、という場合にのみ有効たりうのではあるまいか。ところが、どういう研究が有意義かは、実際には研究者自身にも試行錯誤の結果初めてわかる、というのが研究の常なのであり、こういうところで政府方針への随従は全く意味がないどころか、研究の自由な展開を阻害するという意味でむしろ極めて有害である。 以上述べたことで既に示唆されているように、今の日本の政策は、学問研究と技術開発を抱き合わせにして、特に前者を後者に従属させようとする仕組みを強化してきたという点で、決定的に誤っている可能性が高い。むしろ、一方で学問研究は、多様性と自発性を最大限尊重する方で営まれるべきであり、他方で技術開発は、学問研究の中で見いだされたseedsを具体的に形にしてい く営みであり、こちらはむしろ本来、企業の研究開発部門が主たる担い手となるべきである。そして政府が産業政策において重視するべきは企業による技術開発の後押しなのではないか。他方、学問研究を推進する政策である文教政策においては、いわゆる選択と集中の真反対こそが本来推進されるべきである。既に繰り返し述べてきたように、何が有意義な研究となるかは、試行錯誤の結果初めてわかるからであり、そして試行錯誤ができるためには、多様な可能性の追求が行なえるようになってなければならないからである。この点から見ても、一部の大学にのみ集中的に資金を投下するという国際卓越研究大学制度は、全く誤った方向性の制度設計だと言わざるをえない。 日本の産業競争力は既に20年以上にわたって失われてきた。ここで従来の政策の路線を継続することがいかに愚劣であるかを思えば、政府は、過去の政策の成否を真摯に反省した上で、立ちどまって熟考するべきである。	
11	イノベーションの推進にあたり、多様性の担保ができない懸念が残る。多様性とは、無限のスペクトラムであり、何人たりとも否定できない。イノベーションとは、そういった環境から生まれるものである。それが担保されないのであれば、イノベーションは恣意的な産物になる。	※回答⑦を参照ください
12	大学は何をやる場所ですか？学問をやる場所、学問の研究と教育をやる場所ではないのですか？だとしたら基本方針でも最初に明記してください。学問とは何か。一つは真理の探求。見えにくい、わかりにくい真理を明らかにすること。少なくとも他国と競争することではありませんね。何をなぜ何のために探究するのかから問題。わかりやすいところでは軍事につながる研究はしない。安全保障や防衛関係は軍事につながるのでその支出は使わない。研究の結果が軍事につながるよう、情報の公開を求める。特定企業との関係性も問題。だからこそ、学問の自由が保障され、大学に自治と独立があることが重要。	※回答⑦を参照ください

【回答⑦】

世界最高水準の研究大学を実現するという国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の対象は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定することとしています。他方、多様な機能を担う全国の大学すべてが我が国の知の基盤として重要な役割を担っており、この多様性は今後も我が国にとって重要な強みであると認識しています。したがって、国際卓越研究大学は、大学ファンドによる支援を通じて自らの機能拡張を図るにとどまらず、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなるとともに、全国の多様な研究大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図るなど、我が国の学術研究ネットワーク全体を牽引していくことが求められるところです。

また、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ研究大学に対して、多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させる支援策を、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として、一体的に推進していくこととしております。

さらに、国際卓越研究大学については、人材・知・資金の好循環を生み出すことができるよう、価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、すぐには成果につながらない次世代の知・人材の創出にも取り組むことが求められています。

文部科学省としては、引き続き、基盤的経費の確保に加えて、国際卓越研究大学及び地域中核・特色ある研究大学がハブとなり、大学を超えた連携を拡大、促進することによって、全国の研究大学が発展できるよう支援してまいります。

13 今回の施行規則「改正」を通じて、「国際卓越研究大学」の学長は、「大臣の承認を受けて学長が任命」した「合議制の機関」の承認なしに、「運営に関する重要事項の議決」も「業務の執行の状況の監督」もできない、ということになる。 とくにこの「合議制機関の合意」が、「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」だけに限定されることなく、「当該申請大学の運営に関する重要事項」に関することの全般についてさえも、文部科学大臣の息のかかった「合議制の機関」による計画策定からその業務執行状況の監督に至るまで監視させようというものである。そうなってしまうと、「国際卓越研究大学」は、この「合議制の機関」の意思と矛盾する運営などおよそ許されるものでなくなると思われる。そしてこの「合議制の機関」の構成員は、「国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他」を考慮することになることにかんがみると、従来のような学術に内在的な論理を超えて、「事業創出」を行う「社会」(＝経済界)の意向に沿った判断を重視することになるように思われる。 問題は、このような学術に内在的ではない判断基準を、大学の運営に持ち込むことを、その所管官庁である文部科学省に認められるのか、ということである。 学校教育法83条および文部科学省設置法等を見ると、文部科学省の所掌事務において、産業振興など基本的に規定されていないことが重要である。これに対してこの産業振興等は、経済産業省の所掌事務である。また国家行政組織法5条2項は、各省大臣に対してその所掌する「行政事務を分担管理する」ほか、「その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策」についても、「行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する」とする。この場合、今回のような「事業創出」を行う「社会」(＝経済界)の意向に沿った施策の実施が認められるのであろうか。 本法4条1項が国際卓越大学に求めることは、「当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらし研究成果の活用が相当程度見込まれるものである」ような研究の遂行であり、そこでは大学の事細かな運営に対してまでも、「社会」(＝経済界)等の利害を背景にした外部者を含む「合議制の機関」の介入を通じて、文字どおり大学が国家の産業政策の一部になり、あるいは大企業の研究開発部門の一部になるようなものではないはずである。 この間の政府の動きを見ると、それは経済安保推進法の基づく「経済安全保障重要技術育成プログラム」(Kプログラム)において構想された「中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術」が中心になることが危惧されるのであり、したがってそれ以外の、とくに人文社会系の分野は、ひたすら選択されスクラップされる分野になることが危惧されるのである。 そこでは、本来公開性が保障されなければならないはずの学術の世界に、国家の「インテリジェンス」、あるいは企業秘密といった、まったく別の価値が持ち込まれることを意味する。その価値とは、企業等による利潤追求、とりわけこの間進められている(学術の成長戦略における利活用)、いいかえれば政府・財界による学術の私物化そのものである。 そしてその推進体制こそが、今回の省令制定を推進すると思われる科学技術・イノベーション会議などの、本来学術振興を所管する文部科学省とは別の内閣直属の国策推進の組織である。このことは、今回の省令制定の性格づけを雄弁に物語るものである。 この観点から、今回の省令の改悪に厳しく反対する。	※回答①及び⑦を参照ください
14 日本の研究力低下の要因として、国立大学法人化後の運営交付金の減少による人的ソースの縮小、選択と集中による研究を支える中間層(卓越でもなく劣等でもない真面目に研究に取り組む研究者)の弱体化があることは、多くのデータによって裏付けられている。選択と集中によって研究力向上の成果が出て来なかったことは、これまでの政策の誤りであると指摘する声もある。こうしたデータやその分析を真摯に行い、これまでに行われた選択と集中を見直し、政策の修正をなすことがまず行われねばならない。「国際卓越研究大学」の設置そのものが、十分にこれまでの反省に立ったものとは思われない。今回のガバナンスの強化方針は、大学で何をどのように研究するか、について方向性を決める施策であり、研究者の自由な研究を妨げ、短期的に成果のあがるように見える研究を進めることで、かえってイノベーションの力を阻害する可能性がある。研究の現場にいた者として、こうした施策のもとでは、研究への意欲を失い、研究者を志す若手も減るであろうと確信する。 また、安定的な資金により任期付き教員の増加に歯止めをかける方向へ行くかどうかとも疑問である。選択と集中は、期間も限定されるし、大学ファンドが安定的な財政基盤となるかも不安含みである。若手が真に研究に集中できる環境を作り出せるのか、検証不十分なまま、スタートしており、運営に外部の識者を入れることで、利益追求型の運営となり、ますます不安定になることを危惧する。運営には、当事者である大学の教職員に加えて若手研究者や学生の代表も加えることを提案する。	現行の基本方針においても、国際卓越研究大学における体制強化計画の実行を通じて実現することを目標とする事項として、若手研究者に独立して存分に研究できる環境を提供することを明記しています。また、社会との対話の中で、大学の有形・無形の知的資産を価値化する観点から、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする国内外の多くのステークホルダーに対する説明や情報開示を適切に実施する体制となっていることを求めています。 このための運営体制として、改訂基本方針(案)においては、合議制の機関に対して、 ○大学の運営に関連する事項として、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていることを求めており、今後、各大学が合議制の機関が適切な役割を果たすことができる体制を構築していくことが必要となります。 ※回答⑦も参照ください

⑥その他		
15	【2.国際卓越研究大学法に基づく基本方針改正案への意見】 「合議制」の機関の構成員の条件に以下の条件を付けくわえること ・出身企業（等のあらゆる法人）との利益相反、もしくは利益相反と疑われるような人選を行わないこと <理由> 出身元の企業（等のあらゆる法人）の意向によって、大学全体もしくは一部の方針に影響を与えるのは、特定の研究に利益もしくは不利益を与える恐れがあり、学術研究にとってはマイナスとなるので。	※回答②及び⑥を参照ください
16	一つ目は、規則の改正案において、合議体の構成員は「多様な知識及び能力を有する者」となっていますが、基本方針の改正案では、「2..適切な知識、能力、経験を有する人材」とあり、正確には要件が異なっています。また、合議体の構成員となる法人の長に求められる要件として「知識、経験、能力に必要な資質を明確化する」ことを大学に求めています。国語辞書では「資質」は「生まれつきの性質や才能」とされており、法人の長になるべき者は生まれつきによると誤解を与えとも思えます。また、知識、経験、能力の明確化は、法人の長の選考において選択肢を狭めるものと思えます。基本指針の改正において、用語・用法について精査されることを期待します。 二つ目は、今回、合議体の構成員（学長を除く）は、大学法人の職員ではないので、企業という社外取締役のような地位、身分でよいのでしょうか、その場合、処遇はどのように定めるのか、さらに、大学法人との利害関係や責務相反に関する規定、構成員が非違行為、背任行為等を行った場合の公益通報の措置はどのように定めるか明確にする必要があると思いますので、本省の考え方を明らかにすべきと考えます。 三つめは、基本方針の改正案において、大学運営の重要事項の議決について仕組みの構築が求められていますが、法人の運営に関する法人文書の開示、即ち情報公開の仕組みについて記載がありません。高等教育機関の在り方の審議においても、大学の情報発信が課題とされていますので、合議体の運営に関する議事録（意思決定過程の公表）が必須と考えます。	1点目について、御指摘を踏まえ、文意がより正確に伝わるよう以下のとおり修正します。 ----- この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。 ----- 2点目について、回答⑥を参照ください。 3点目について、合議制の機関が、大きな運営方針の決定やそれに基づく監督を行うという重要な役割を担うことを踏まえ、各大学において、議事録公開なども含め、会議の運営に必要な事項について適切に対応していただきたいと考えております。
17	先ずは、日本国籍の学生が全体に占める割合を聞きたいですね。 研究成果が海外に流出しない様にするのは、世界のスタンダードですね。	国際卓越研究大学の認定に当たっては、国際卓越研究大学法第4条第3項第3号の規定に基づき、大学の研究体制が新たな学問分野や融合領域に迅速に対応しているかを確認することとしており、その際、研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の観点から適切に整備されていることを要件としています。国際卓越研究大学においては、世界最高水準の研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保に取り組むことが期待されます。
18	白紙撤回をお願いします	国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められます。そのためには、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となります。こうした認識のもと、令和5年12月に成立した国立大学法人法の一部を改正する法律を踏まえ、国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる認定要件を明確化し、国際卓越法施行規則や基本方針について必要な改正を行うこととしております。

19	1. 行政手続法の定めに従い、本意見を含め国民から提出された意見を全て公表すること。 理由:行政手続法は、命令等制定機関に対して、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合に、当該命令等の公布と同時期に「提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)」を公示しなければならないと定めている(43条1項3号)。同法に従い、提出された意見を全部公示することは当然である。 なお、同法43条2項は、「必要に応じ、この「提出意見」に代えて、「当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる」としている。ただし、「この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない」と定めている。文部科学省は、今回改正しようとしている命令(「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則」)を公示する際、2022年9月13日に公示したパブリック・コメント「「国際卓越研究大学法施行規則を定める省令(案)」に関するパブリック・コメント及び「国際卓越研究大学法に基づく基本方針(素案)」に関する意見募集」(案件番号185001259)。以下、「2022意見募集」と略す)において国民から提出された134の意見を公示することなく、「結果概要」のみを公示した。行政手続法43条2項の定めに従い、提出された134の意見を公にすべきである。 2. 本意見を含め国民から提出された意見を今回改正しようとしている命令に反映すること。しない場合には、その理由の説明を漏れなく公表すること。 理由:行政手続法は、命令等制定機関に対して、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合に、当該命令等の公布と同時期に「提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由」を公示しなければならないと定めている(第43条1項4号)。同法に従い、提出された意見に対して「考慮した結果」等を公表することは当然である。 なお、前述の通り、2022意見募集では国民から134の意見があったにもかかわらず、「提出意見を踏まえた案の修正の有無」は「無」であった(2022年11月11日公示「結果」)。ところが、文部科学省はその理由を説明していない。文部科学省が公示した「結果概要」には「文部科学省の考え方」なる記述があるが、この文書は各提出意見が案の修正を求めるものであったのか不明であるため、文部科学省が行政手続法が定める理由を説明していると思えずことができない。 多くの労力、時間を割いて意見を陳述しても、行政がこれを顧みないのであれば、意見提出者にとって不本意である。のみならず、行政が国民に対する責任を果たしていると評価することもできない。行政手続法39条は、「命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。」と定めている。文部科学省は2022年意見募集に関する対応と同じ過ちをくり返してはならない。さらに、国民の意見を原案に反映する場合としない場合、どのような基準があるのかを明確にすべきである。 3. 今回改正しようとしている省令の改正箇所は、「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(令和4法律51号、以下「国際卓越研究大学法」と略す)4条3項5号に基づき制定された箇所である(参考:文部科学省「国際卓越研究大学法に基づく基本方針の策定に向けて」(7頁)(2022意見募集「参考資料」)。このことに基づき、 (1)国際卓越研究大学法が改正されていないにもかかわらず、同法を根拠として制定した省令の改正をおこなう理由は何か。根拠となる公文書とともに公表すること。 (2)国際卓越研究大学法は、文部科学大臣に対して今回改正しようとする箇所を含む国際卓越研究大学の認定要件を定めた文部科学省令を制定・改廃する際、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことを義務づけていない。にもかかわらず、今回改正しようとしている箇所の内容が、2024年3月7日、「科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合」(以下、CSTI会合と略す)において、文部科学省担当官が「国際卓越研究大学に求めるガバナンス体制について」説明した際に用いた資料の内容と一致しているのはなぜか、国民に対して説明すること。 なお、2024年3月7日のCSTI会合は、開催から2カ月となる5月6日の時点でも議事概要を公表していない。内閣府はその理由を国民に対して説明すること。	1及び2について パブリックコメントにおいては、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただく場合がありますが、今回いただいた意見については全て公表する形で、それに対する文部科学省の見解とあわせてとりまとめさせていただきます。なお、前回のパブリックコメントについては、多数の意見がよせられたことから、内容により適宜集約させていただいた上で、文部科学省の考え方について公表させていただいたところであり、提出意見そのものについては、文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課大学研究力強化室において閲覧を可能としています。 3(1)について 令和5年12月に成立した国立大学法人法の一部を改正する法律を踏まえ、国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる認定要件を明確化し、国際卓越法施行規則や基本方針について必要な改正を行うこととしております。 また、令和4年2月の総合科学技術・イノベーション会議の報告書においても、国際卓越研究大学の合議制の機関の構成員については相当程度を学外者とするのが適当とされておりました。本報告書も踏まえ、文部科学省は国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案を提出し、国会において御審議をいただきました。本法律案の成立後、文部科学省において、令和4年11月に基本方針等を整備するとともに、国際卓越研究大学の認定・認可に向けた審査を行ってきたところです。今回の改正の内容は、これらの趣旨やこれまでの審査の観点を明確化したものです。 3(2)について 国際卓越研究大学法第三条第4項の規定により、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことが必要となっております。今回の省令改正と基本方針改訂は密接に関係しており一体的に改正を行うものであることから、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会においても議論いただいたところです。 なお、2024年3月7日の、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会の議事概要については、5月16日に公表されております。
20	基本方針改正案(溶け込み版)について ・6ページの5行上「または」は「又は」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・13ページの14行目「あたり」は「当たり」のほうがよい。(今回の改正部分ではないが)	御意見を踏まえ、修正します。

※基本方針におけるその他の修正として、下記の点を修正します。
・文意を明確化する観点で、p.7の③1行目及び④2行目について、下線部分を追記します。
 (p.7の③1行目)
 「～合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から～」
 (p.7の④2行目)
 「～上記③同様に、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から～」
・他2か所、内容にかかわらない体裁上の修正をします。